

楽天カード通信販売加盟店特約（洗替条項付）

第1条（総則）

1. 本特約は、加盟店と当社との間で締結した楽天カード加盟店規約（以下「加盟店規約」という。）に付随するもので、加盟店が日本国内の施設において次条に定める通信販売を行う場合に、本特約を承認の上、当社に通信販売加盟店としての加盟を申し込み、当社が適当と認めた場合に適用とされるものとする。
2. 本特約の内容が加盟店規約の各条項と矛盾抵触する場合には、本特約が適用されるものとし、本特約に定めのない事項は、加盟店規約によるものとする。

第2条（定義）

1. 本特約において「通信販売」とは、加盟店が原則として加盟店の宣伝媒体において、加盟店の取扱う商品等を広告し、これを見た会員がカードの提示又は署名をすることなく、カード番号等の当社所定の必要な取引事項を加盟店に郵送、電話、又はファクシミリその他の通信手段等を用いて伝達することにより加盟店に対し、商品等の購入を申し込み、カードを用いて当該代金の決済を行う信用販売等に係る取引をいう。
2. 本特約に定めのない用語については、加盟店規約の用語と同一とする。

第3条（通信販売に係る広告）

1. 加盟店は、自己の責任と負担において通信販売に関する広告の企画及び製作を行うものとする。
2. 加盟店は、前項の広告を実施するに際し、次の各号に定める事項を遵守するものとする。
 - (1) 特定商取引に関する法律、割賦販売法、不当景品類及び不当表示防止法、消費者契約法、著作権法、及び商法その他の法令等に違反しないこと。
 - (2) 消費者の判断に錯誤を与えるおそれのある表示をしないこと。
 - (3) 公序良俗に反する表示をしないこと。
 - (4) 当社が指定する所定の事項を表示すること。
3. 当社のカードが利用できる旨明示された加盟店の通信販売に係る宣伝媒体は、全て本特約の対象とする。

第4条（取扱商品等）

加盟店は、通信販売で取り扱う商品等について、原則として事前に当社に通知し、当社の承認を得るものとする。

第5条（通信販売の方法）

1. 加盟店は、会員から通信販売の申込みを受けたときは、その都度、次条に定める方法により、カードの有効性の確認を行い、当社から承認を得るものとする。当社からの承認が得られない場合は、当該通信販売を行わないものとする。当社が承認をした場合は、加盟店に承認番号を付与するものとする。
2. 加盟店は、通信販売を行った場合には、当社所定の売上票（以下「売上票」という。）に加盟店名、売上日付、売上金額、当該通信販売において取り扱ったカードのカード番号等当社所定の事項を記載するものとする。
3. 加盟店は、商品等の発送日又は役務の提供日を通信販売日として、売上票に記載するものとする。
4. 売上票に記載する金額は、当該通信販売の代金（税金・送料を含む。）のみとし、現金の立替え及び過去の売掛金等の精算等を含めることはできないものとする。また、通常1件の売上として処理されるべきものを分割等により売上票を複数にすることはできないものとする。
5. 加盟店は、コンピュータ関連ソフトウェア等のオンライン通信によるダウンロード等、商品等の配送を伴わない商品等を取扱う場合は、事前に当社が定めた所定の方法により通信販売を行うものとする。
6. 加盟店は、通信販売をする場合の商品等の契約条件を広告するときは、会員に対し、商品等の返品又は交換に関する事項を含む特定商取引に関する法律が定める事項について明示するものとする。
7. 加盟店は、正当な理由に基づき会員から商品等の返品がなされた場合には、当該商品等が返却され加盟店の手元に到着した日を基準日として当該商品等の通信販売につき取消処理を行うものとする。

第6条（不正利用の防止）

1. 加盟店は、通信販売を実施するに際しては、割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、以下の各号に掲げる事項を確認しなければならない。この場合において、加盟店は、ガイドラインに掲げられた措置又はこれと同等の措置を講じてこれをを行うものとする。
 - (1) 通知されたカード番号等の有効性
 - (2) 当該信用販売がなりすましその他のカード番号等の不正利用（以下「不正利用」という。）に該当しないこと。
2. 加盟店が前項の確認のために講じるガイドラインに掲げられた措置又はこれと同等の措置の具体的方法及び態様は、別紙3記載のとおりとする。
3. 前項の規定にかかわらず、当社は、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、当該方法又は態様による措置がガイドラインに掲げられた措置又はこれと同等の措置

に該当しないおそれがあるとき、その他不正利用を防止するために特に必要があるときは、その必要に応じて当該方法又は態様の変更を求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとする。

第7条（継続登録カードの有効性の確認）

1. 加盟店は、特定の会員が加盟店において通信販売に係る取引を継続的に行うために特定のカードを加盟店に登録している場合には、当該カード（以下「継続登録カード」という。）の有効性確認を行うために、当社が指定する電子データの記録様式（カード有効性確認の内容が記録された記録媒体）を用いて、当社が当該カードの有効性確認を行うために必要なデータとして指定したデータ（以下「有効性確認データ」という。）を当社が定めた年間スケジュール表に基づく所定の期日（以下「有効性確認データ期日」という。）までに当社へ提出するものとする。
2. 当社は、加盟店に継続登録カードの有効性を確認するために、加盟店が当社に提出した有効性確認データについて、当社が保有する当該カードに関するデータとの照合を行うものとし、その結果、加盟店が当社に提出した有効性確認データの更新が必要な場合は、当該有効性確認データを更新するものとする（以下、更新されたデータを「更新データ」という。）。
3. 当社は、更新データを当該更新データの基礎となる有効性確認データの提出に係る有効性確認データ期日より後の期日として加盟店当社が別途協議して定めた年間スケジュール表に基づく所定の更新データ期日（以下「更新データ期日」という。）までに、加盟店に提出するものとし、加盟店は当社から提出された更新データの内容を、直ちに自己の有する加盟店に継続的に登録されているカードに関するデータの登録システムへ反映するものとする。
4. 当社は、前項の更新データの提出後であっても、更新データについての更なる内容変更が判明した場合には、その都度、継続登録カードの有効性を確認するために照合を行うものとし、その結果、さらにデータの更新が必要な場合は、改めてデータの更新をし、データの更新をした直後に到来する更新データ期日までに、その内容を加盟店に提供するものとする。
5. 第2項および第4項に定める継続登録カードの有効性の確認の結果、無効であると判定された会員の継続登録カードについては、加盟店は、第3項に定める更新データ期日以降に確定した通信販売については当該カードによる決済をすることができないものとする。
6. 前項の場合、加盟店は、当該利用代金等の回収について、以後自己の責任と負担において行うものとする。
7. 加盟店は、第1項に従って有効性確認データを当社に提出する場合において、当該有効性確認データに係る継続登録カードによって決済する取引（直前期の有効性確認データ

期日（ただし、直前期の有効性確認データ期日がなければ加盟店にカードが継続的に登録された日）から有効性確認データの提出に係る有効性確認データ期日の前日までの間に行われた取引をいう。）の金額が当社の指定する金額を超える場合には、第1項に定める継続登録カードの有効性確認に加えて、当社所定の方法により、当該取引について、当社の承認を得るものとする。当社からの承認が得られない場合は、それ以後の当該カードによる取引を行わないものとする。当社が承認をした場合は、加盟店に承認番号を付与するものとする。

第8条（会員への告知要件）

加盟店は、会員に対して定期的に特定のサービス（以下「定期サービス」という。）を提供することの対価である料金（以下「定期サービス料金」という。）の支払について、カードで決済する旨の申込みを受ける際には、当該定期サービスの利用規定等に基づき、あらかじめ次の各号に掲げる内容を会員に告知し、会員からの承諾を得るものとする。

- (1)会員が支払うべき定期サービス料金を、当社が発行するカード（以下「当社カード」という。）で、当社の定める会員規約に基づき加盟店に支払うこと
- (2)会員から加盟店に変更または解約の申出をしない限り、継続して定期サービス料金を当社カードにより支払うこと
- (3)当社カードのクレジットカード番号又は有効期限に変更があった場合や会員資格を喪失した場合には、会員は、加盟店に対し、速やかにその旨を連絡すること
- (4)定期サービス料金の支払に利用している当社カードのクレジットカード番号又は有効期限が更新された場合であっても、会員は、定期サービス料金を異議なく支払うこと
- (5)当社カードのクレジットカード番号又は有効期限が変更となった場合に、新しいクレジットカード番号や有効期限が当社より加盟店に通知されることにあらかじめ同意すること
- (6)当社から、当社カードによる定期サービス料金の支払契約を特段の事由に基づかず、また事前の通知や催告を要せずして解除されても異議がないこと

第9条（カード番号等の適切な管理）

1. 加盟店は、割賦販売法に従い、通信販売に係るカード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない、かつカード番号等につき、その漏えい、滅失又は毀損を防止するために善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。
2. 加盟店は、通信販売に係るカード番号等の適切な管理のため、ガイドラインに掲げられた措置又はこれと同等の措置を講じなければならない。
3. 加盟店が前項の規定により通信販売に係るカード番号等の適切な管理のために講じるガイドラインに掲げられた措置又はこれと同等の措置の具体的方法及び態様（加盟店が第三者に当該カード番号等の取扱いを委託した場合には、当該第三者がカード番号等の適切な管理のために講じるガイドラインに掲げられた措置又はこれと同等の措置の具体的方法

及び態様を含む。)は、本特約別紙2記載のとおりとする。

4. 前項の規定にかかわらず、当社は、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、当該方法又は態様による措置がガイドラインに掲げられた措置又はこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他通信販売に係るカード番号等の漏えい、滅失又は毀損の防止のために特に必要があるときには、その必要に応じて当該方法又は態様の変更を求めることができ、加盟店はこれに応じるものとする。

第10条(売上データの作成)

加盟店は、当社が認めた場合、売上票に代わり電磁化した媒体により売上データを作成することができるものとする。この場合、当社が予め適當と認める方法による暗号化の処理を施してから売上データの授受を行うものとする。なお、コンピュータ技術の向上等に伴い、当社が必要と認めた場合には、加盟店は、加盟店の負担において、暗号化の方法を当社の指示に従い変更するものとする。

第11条(申込データの保管等)

加盟店は、通信販売を行った会員からの申込データ及びそれに対するその後の処理経過をコンピュータ・ファイル等に、取引日ごとに整理して記録するものとする。

第12条(商品等の引渡し時期)

- 加盟店が会員に通信販売を行う場合、安全確実な方法により会員の指定する場所に速やかに(原則として通信販売の申込み受付日から起算して2週間以内)、商品等を引渡し又は提供するものとする。ただし、商品等の引渡し又は提供に遅延が生じる場合は、会員に対して書面等をもって引渡し時期等を通知するものとする。
- 加盟店は、会員が商品等の送付先として郵便局内私書箱・私設私書箱等の商品等の受領確認が不明確となるおそれのある住所を指定した場合、当該住所に商品等を発送しないものとし、会員にその旨連絡するものとする。これに反して加盟店が商品等を発送した場合には、当該通信販売に関して加盟店及び当社に生じた損害については加盟店が負担するものとし、また、これに起因して生じた紛争については加盟店の責任において解決するものとする。
- 加盟店がソフトウェアのダウンロード販売を行う場合は、当社が事前に承認した加盟店所定の方法による会員の購入承諾をもって商品等の発送とみなすものとする。
- 加盟店は、通信販売に係る商品等を複数回に分けて又は継続的に引渡し若しくは提供する場合には、会員に対して書面等をもって引渡し時期若しくは引渡期間又は提供時期若しくは提供期間を通知するものとする。また、この場合において、加盟店の事由により商品等の全部若しくは一部の引渡し又は提供をすることが不能となった場合又は困難となった場合には、加盟店は、直ちにその旨を会員及び当社に連絡するものとする。

5. 加盟店は、商品等の返品又は交換に関する事項について、会員に対して販売する時点において明示するものとする。

6. 加盟店は、会員から商品等の返品があった場合には、当該商品等が返却到着した日を基準日(カード売上日)として申込取消を受付けるものとする。

第13条（遵守事項）

1. 加盟店は、通信販売を行うに關し、以下の事項を遵守する。

(1) 自らが設定した販売条件や商品説明等を含む広告の表示内容に適合した、瑕疵のない商品等の通信販売を行うこと

(2) 会員に対し購入の申込み、承諾の仕組みを提示し、会員が取引の成立時期を明確に認識できる措置を講じること

(3) 会員が二重送信を行ったりデータを誤入力することができないよう、確認画面を表示するなどして誤操作の防止措置を講じること

(4) 会員との契約上のトラブル、システム障害によるトラブル等、予想されるトラブルに關し、一方的に会員が不利にならないよう取り計らうものとし、自らが責任を取り得ない範囲について会員が理解できるよう本件ホームページ上に明示すること

(5) 会員からの苦情、問い合わせ等に対する窓口を設置し、当該窓口で受けた苦情、問い合わせに対し速やかな対応を行うこと

2. 加盟店が前項に違反したことに起因して生じた紛争については、すべて加盟店の責任と負担においてこれを解決するものとし、当社は何らこれに関与しないものとする。

第14条（通信販売における禁止事項等）

1. 加盟店は、当社に対して当社所定の売上票又は売上データ（以下「売上票等」という。）を提出することにより通信販売に係る立替金等の請求を行うものとし、加盟店独自又は他のカード会社等が制定した売上票等を流用することはできないものとする。また、売上票等は、加盟店の責任において保管、管理し、他に譲り渡す等の行為は一切できないものとする。

2. 加盟店は、売上票等が汚損、破損等し、売上票等の記載事項又は記録事項（以下「記載事項等」という。）の全部又は一部の読み取りが不能なもの（不鮮明なものを含む。）は取扱うことはできないものとする。また、売上票等に記載又は記録された金額の訂正もできないものとする。

3. 加盟店は、第三者が有する債権を当該第三者から譲受け又は当該第三者に代わって加盟店による通信販売に係わる債権として当社に立替払請求することはできないものとする。

第15条（通信販売の支払方法）

加盟店は、通信販売を行うに当たっては、当社が認めた支払方法に限って取り扱うことができるものとする。

第16条（商品等の瑕疵）

1. 加盟店は、次の各号に定める事由に該当する場合、加盟店の責任において、対処、解決にあたるものとする。

- (1) 通信販売した商品等につき、その全部又は一部の引き渡し又は提供がないとき
- (2) 通信販売した商品等につき瑕疵のあったとき又は故障等について会員より返品・交換、その他の相談等があったとき
- (3) 通信販売の勧誘方法、広告方法、販売方法、商品等の引渡し、提供方法、又は商品等のアフターサービスについて相談等があったとき
- (4) 会員から加盟店に関する苦情、要請又は相談等が当社にあった場合。
- (5) 会員と加盟店の間で前号まで及びその他の紛議等が生じた場合

2. 加盟店は、前項の紛議等の解決にあたり、当社の事前の承諾なく、当該会員に対して商品等代金を直接返還しないものとする。これに反したことにより生じる一切の責任は加盟店が負うものとする。

第17条（不正利用被害の負担）

- 1. 加盟店が行った通信販売について、不正利用がなされたものであるときには、当社は、加盟店に対し、当該不正利用に係る立替金等の支払を拒み又は支払済みの当該金員の返還を請求することができる。ただし、加盟店が加盟店当社間で別途合意した措置を講じていた場合にはこの限りではない。
- 2. 前項の規定は、当社の加盟店に対する損害賠償請求又はその範囲を制限するものと解してはならない。

第18条（支払いの取消・留保）

1. 当社は、加盟店規約の定めにかかわらず、売上票等又は売上票等に係る通信販売が、次の各号に定める事由に該当するときは、当該通信販売に係る当社の承認番号の有無にかかわらず、加盟店に対し当該通信販売に係る立替金等の支払いを行わないものとする。

また、当該立替金等が支払済の場合には、加盟店は、当社の選択により、当社の請求があり次第直ちに当該支払済みの立替金等相当額を返還するか又は当該金額を加盟店に対する次回以降の立替金等から差し引くことにより返還するものとする。

- (1) 会員より自己の利用によるものではない旨の申し出が加盟店又は当社にあったとき
- (2) 加盟店が提出した売上票等が正当なものでないとき又は売上票等の記載内容等に不実不備があるとき

- (3) 当社のカード以外のカードにて通信販売を行い、当社宛に支払請求をしたとき
 - (4) 本特約に違反して、通信販売を行ったとき
 - (5) 通信販売を行った日から10日を超えて、60日以内に当社へ到着した売上票等であって、当該売上票等に係る通信販売の代金が、当社において会員より回収不能となったとき
 - (6) 通信販売を行った日から60日を超えて当社に到着した売上票等であるとき
 - (7) 通信販売を行った商品に関し瑕疵がある等、当社が会員から苦情、紛議等の通知を受けた日から、また、支払い停止の抗弁事由については当社から加盟店に通知をした日から2ヶ月を経過しても解決しないとき
 - (8) 会員が通信販売を解約したにもかかわらず、加盟店が信用販売等の取消し又は解約に係る手続を行わないとき
 - (9) 加盟店の事情により、会員に対する商品等の引渡し、提供が困難になったとき
 - (10) 加盟店が加盟店規約又は本特約に定める当社への協力・報告をしないとき
 - (11) 当社が加盟店から提出された売上票に疑義があることを理由として加盟店規約に定める調査が開始した場合において、当該調査開始日から30日が経過してもなお当該疑義が解消しないとき
 - (12) 当社が加盟店との加盟店契約又は本特約を解除した日以降又は本特約を解約するために申し出た指定解約日以降に通信販売されたものであるとき
2. 当社は、加盟店規約又は本特約の定めにかかわらず、次の各号に定める事由に該当するときは、当該事由が解消するまでの間、当該事由発生日以降、当社が加盟店に対して支払うべき金額の全部又は一部の支払いを留保することができるものとする。
- (1) 当社が、加盟店から提出された売上票等に疑義があると判断したとき
 - (2) 加盟店が加盟店規約又は本特約の解除事由に該当したとき又は該当するおそれがあると当社が認めたとき
3. 前項の支払留保後に当該留保事由が解消し、当社が当該留保金の全部又は一部の支払いを相当と認めた場合には、当社は加盟店に対し当該留保金を支払うものとする。なお、この場合、当社は加盟店に対し、遅延損害金、損害賠償金、利息その他の当該留保金以外の支払義務を一切負わないものとする。

第19条（無効カード等の取扱い）

加盟店は、次の各号に定める事由に該当するときは、会員に対する通信販売を拒絶するとともに、直ちに当社にその事実を連絡し、かつ当社からの指示を仰ぎ、これに従うものとする。

- (1) 当社から無効を通知されたカード番号による通信販売の申し込みを受けたとき
- (2) 通信販売の申込者が会員本人以外であると疑われるとき
- (3) カード使用状況が明らかに不審と思われるとき

第20条（会員との継続的取引の中途解約）

加盟店が会員との間で通信販売により継続的に商品等を引き渡し又は提供する契約（以下「継続的取引契約」という。）を締結した場合において、当該会員が法令等に基づき当該継続的取引契約の中途解約を申し出たとき及び当社の承認を前提とした当該会員との合意による当該継続的取引契約を中途解約するときは、加盟店は直ちにその旨と継続的取引契約の中途解約に伴う当該会員と合意した内容の精算方法を当社へ通知するものとする。

第21条（売上票等の授受）

- 加盟店は、通信販売における売上票等を、支払方法別に区分し、当社所定の売上集計票を用いて各々集計のうえ当社に届けるものとする。
- 加盟店は、会員に対する商品等の発送又は提供後7年間、当該通信販売商品に係る申込みをした事実及び商品等を発送又は提供したことを証する書面等を保管するものとする。なお、この期間中当社は、いつでもそれらを閲覧し又はそれらの事実を報告するよう加盟店に対し請求することができるものとする。

第22条（円滑な通信販売）

- 当社は、加盟店が行っている通信販売が当社に届け出たところに従って行われているかどうか、加盟店が行う通信販売が法令等に適合しているかどうか、加盟店の不正利用の防止及びカード番号等の適切な管理のための措置が充分に講じられているかについて、適宜調査することができるものとし、加盟店は当社の調査に協力するものとする。
- 当社は、加盟店の行う通信販売について、取扱商品等及び通信販売方法等が本特約に基づく通信販売として不適当と判断したとき並びに当社が加盟店の不正利用の防止及びカード番号等の適切な管理のための措置を不十分と判断したときは、加盟店に対しこれらの変更又は改善等の措置を請求できるものとする。なお、加盟店は、当社から請求があった場合、直ちに変更又は改善等の措置をとるとともにその結果を当社に報告するものとする。
- 前項の場合、当社は、加盟店による変更・改善等の措置がとられるまでの間は、加盟店による通信販売を停止し、加盟店に対する通信販売に係る商品等代金の立替払い等を留保することができるものとする。なお、この場合、当社は加盟店に対し、遅延損害金、損害賠償金、利息その他の名目を問わず、当該留保金以外一切の支払義務を負わないものとし、加盟店はこれらを当社に請求しないことについて異議を申し立てないものとする。

第23条（商品等の受領書等）

加盟店は、当社が求めた場合は、通信販売に係る商品等の受領書であって会員から提出を受けたもの又は当該商品等の明細書等を当社に提出するものとする。

第24条（本特約の有効期間等）

1. 本特約の有効期間は、本特約の締結日から1年間とする。ただし、加盟店又は当社が相手方に対し期間満了1ヶ月前までに書面をもって本特約を更新しない旨の通知をしないときは、本特約は更に1年間更新し、以後はこの例によるものとする。
2. 前項にかかわらず、加盟店又は当社は、書面により3ヶ月前までに相手方に予告することにより本特約を解約できるものとする。
3. 加盟店規約に係る契約が終了した場合、本特約も当然に終了するものとする。

第25条（本特約終了後の措置）

1. 本特約が終了した場合、契約終了日までに行われた通信販売は有効に存続するものとし、加盟店及び当社は、当該通信販売を本特約に従い取扱うものとする。ただし、加盟店と当社が別途合意した場合はこの限りではないものとする。
2. 当社は、加盟店契約又は本特約の解除事由が発生した場合、既に支払請求を受けている売上について、支払を取消すか、会員から当該売上代金の支払を受けるまで加盟店に対する支払を留保することができるものとする。
3. 加盟店は、本特約が終了後、直ちに、加盟店の負担において本特約の存在を前提とした広告宣伝、取引申込の誘引行為を中止しなければならない。また、本特約終了以後に会員より通信販売の申込があった場合には、これを拒絶するとともに、当該会員に対して本特約に基づく取引を中止した旨を告知しなければならないものとする。

第26条（表明保証）

1. 本特約の申込みをする法人、個人及び団体（以下「特約申込店」という。）は、当社に対して、本特約を申し込む時点において、加盟店規約第8条（不正利用等発生時の対応）、第27条（カード番号等漏えい時の対応）、第28条（是正改善計画の策定と実施）及び第29条（業務の委託）第4項並びに本特約第6条（不正利用の防止）及び第7条（カード番号等の適切な管理）を遵守するための体制を構築済であることが真実であることを表明し保証する。
2. 特約申込店及び加盟店は、前項で表明保証した内容が真実に反すること、又はそのおそれがあることが判明した場合、本特約の成立前後を問わず、当社に対して、直ちにその旨を申告するものとする。

第27条（本特約の変更）

当社は、加盟店に通知又は当社のホームページ上であらかじめ告知をすることにより、本特約を変更することができるものとする。

以上

(2023年5月23日制定)

別紙2（非対面加盟店におけるカード番号等の適切管理措置）

1. 加盟店がE C加盟店に該当する場合については、本特約第7条（カード番号等の適切な管理）第3項の措置は、以下に掲げるうちのいずれかであって当社が指定したもの又は加盟店が希望するものであって当社が承認したものとする。

(1) PCI DSS準拠済みのP S Pが提供するカード情報の非通過型（リダイレクト（リンク）型又はJava Script型）の決済システムの導入、その他の加盟店が自ら保有する機器・ネットワークにおいてカード番号等を保存・処理・通過させない（以下「非保持」という。）仕組みを実現するものとして、ガイドラインに掲げられた措置（以下「非保持化措置」という。）

(2) 加盟店自身において、PCI DSS（Payment Card Industry Data Security Standard）準拠すること

(3) ガイドラインに掲げられた非保持化措置又はガイドラインに定められたカード番号を保持する場合に採用すべき措置と同等の措置として当社が特に認めたもの

2. 加盟店が対面加盟店及びE C加盟店に該当しない場合であって、顧客から電話・FAX・はがき等でカード情報を入手し、加盟店の機器においてカード番号等を入力し決済を行うときについては、本特約第7条（カード番号等の適切な管理）第3項の措置は、次に掲げるうちのいずれかであって当社が指定したもの又は加盟店が希望するものであって当社が承認したものとする。

(1) ガイドライン上の要件を満たした決済専用端末やタブレット端末を活用、その他の加盟店が自ら保有する機器・ネットワークにおいてカード番号等を保存・処理・通過させない（以下「非保持」という。）仕組みを実現するものとして、ガイドラインに掲げられた措置（以下「非保持化措置」という。）

(2) PCI P2PE（PCI Point to Point Encryption）認定ソリューションの導入、その他のガイドラインにおいて非保持と同等又は相当と認められた措置（以下「準非保持化措置」という。）

(3) ガイドラインに定められた非保持化措置、準非保持化措置又はガイドラインに定められたカード番号を保持する場合に採用すべき措置と同等の措置として当社が特に認めたもの

別紙3（非対面加盟店における不正利用防止措置）

本特約第6条（不正利用の防止）第2項の措置は次に掲げるうちのいずれか又は複数であって、当社が指定したもの又は加盟店が希望するもので当社が承認したのものとする。

- (1) 本人認証（3Dセキュア又は認証アシストの利用）
- (2) 券面認証（セキュリティコードによる認証）
- (3) 属性・行動分析
- (4) 配送先情報確認
- (5) ガイドラインに定められた措置と同等の措置として当社が特に認めたもの